

介護保険制度が一部改正に

問い合わせ
高齢福祉課
介護保険担当

介護保険制度の仕組み

40歳以上のすべての人が加入

介護保険は40歳以上のすべての人が加入し、要介護認定により介護が必要と認められた場合に、介護サービスを利用できる制度です。

ただし、40~64歳の方は老化が原因とされる病気（特定疾病）で介護が必要となつた方に限り、要介護認定の申請ができます。

保険料は年3万5427円(平成17年度分)
所得により6段階に区分

本市の第1号保険者（65歳以上）が支払う介護保険料は、所得段階別に6段階に区分されます（下表）。第1号被保険者の介護保険料については、老齢・退職年金が年額18万円以上の方は、年金の定期支払い時に天引きされ、それ以外の方は、口座振替や納入通知書で直接市に納めます。

また、第2号被保険者（40歳以上64歳以下の方）は、加入している医療保険料に上乗せして徴収されます。

なお、表の保険料は今年度のものです。3年ごとに見直しを行っていますので、来年度見直しを行う予定です。

平成17年度第1号被保険者の介護保険料（参考）

| 段階 | 対象者 | 年額 |
|-----------|---|---------|
| 第1段階 | ・老齢福祉年金の受給者で、本人および世帯全員が住民税非課税の方 ・生活保護受給者 | 10,628円 |
| 第2段階 | 本人および世帯全員が住民税非課税の方 | 23,028円 |
| 第3段階（基準額） | 本人が住民税非課税の方 (世帯内に住民税課税者がいる場合) | 35,427円 |
| 第4段階 | 本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の方 | 44,284円 |
| 第5段階 | 本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上500万円未満の方 | 54,912円 |
| 第6段階 | 本人が住民税課税で前年の合計所得金額が500万円以上の方 | 65,540円 |

介護保険認定調査員の登録募集中!!

介護認定調査員の登録を受け付けています

△資格・人数 ケアマネジャー、保健師、看護師いずれかの資格を有する方・若干名 △勤務時間 午前9時~午後4時で週1~2回程度 △報酬 市の規定による。

申問 高齢福祉課介護保険担当。

改正後の基準費用額と負担限度額

○基準費用額

| 種類 | 区分 | 日額 | 備考 |
|-----|-----------|--------|-----------------------------|
| 居住費 | ユニット型個室 | 1,970円 | |
| | ユニット型標準個室 | 1,640円 | 介護老人福祉施設と短期入所生活介護は1,150円です。 |
| | 従来型個室 | 1,640円 | |
| | 多床室（相部屋） | 320円 | |
| 食費 | | 1,380円 | |

*利用者負担は施設と利用者の契約で決めますが、水準となる額が定められています。

○負担限度額

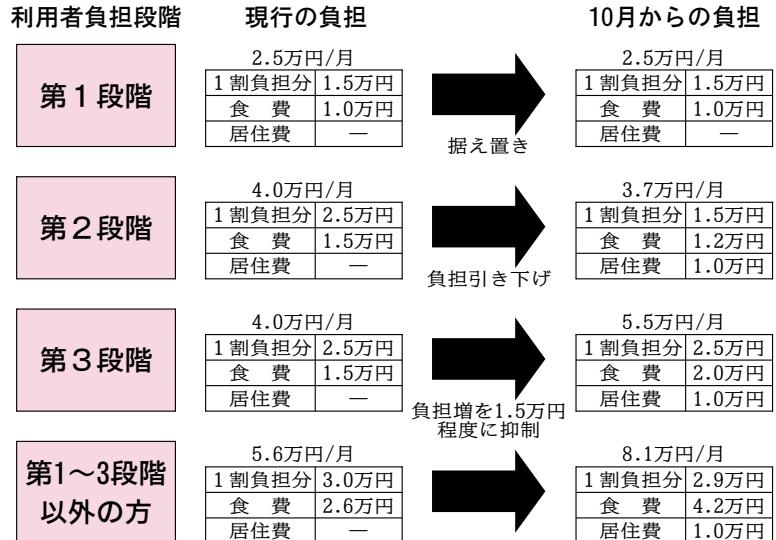
| 利用者負担段階 | 居住費等の負担限度額 | | | |
|---------|---|---------------|----------------|-----------------|
| | ユニット型 個室 | ユニット型 標準個室 | 従来型 個室 | 食費の 負担限度額 |
| 第1段階 | 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税者の方、または生活保護受給者 | 日額 820円 | 490円 | ※ 490円 (320円) |
| | 月額 約2.5万円 | 約1.5万円 | 約1.5万円 (1.0万円) | 0円 約1.0万円 |
| 第2段階 | 世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方 | 日額 820円 | 490円 | ※ 490円 (420円) |
| | 月額 約2.5万円 | 約1.5万円 | 約1.5万円 (1.3万円) | 0円 約1.2万円 |
| 第3段階 | 世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超える方 | 日額 1,640円 | 1,310円 | ※ 1,310円 (820円) |
| | 月額 約5.0万円 | 約4.0万円 | 約4.0万円 (2.5万円) | 320円 約2.0万円 |

*介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の負担限度額は、()内の金額となります。

◎通所介護（デイサービス）、通所リハビリテーション（デイケア）利用時の食費については減免の対象とはなっておりませんのでご注意ください。

上の表を基に本人の負担額を計算すると…

例 要介護5で特別養護老人ホームの多床室に入所されている方の場合の本人負担額の変化



10月から、世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の場合は、高額サービス費の上限が軽減されます。

III. 高額介護サービス費の利用者負担上限額引き下げ

高額介護サービス費の月額上限額は次のとおり変更になります。

| 利用者負担段階 | 9月利用分まで | 10月利用分から | |
|------------|---|----------|---------|
| 第1段階 | 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税者の方、または生活保護受給者 | 15,000円 | 15,000円 |
| 第2段階 | 世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方 | 24,600円 | 15,000円 |
| 第3段階 | 世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超える方 | 24,600円 | 24,600円 |
| 第1~3段階以外の方 | | 37,200円 | 37,200円 |

申請方法が変わります

現在、高額介護サービス費の申請は、利用限度額を超えた利用月ごとに申請を行っていただいておりましたが、10月サービス利用分からは、初回に1回申請をすれば、以降は指定口座に振込します。

- I. 施設サービス利用時の居住費や食費が、保険給付の対象外に
- II. 低所得者は、居住費や食費の負担額を軽減

改正の主なポイント

介護保険制度は、みんなの保険料と税金で支えられています。最近の高齢者の増加に伴って介護サービス費用が増大する中、できる限り介護保険料の上昇を抑えるためには、介護保険から給付される費用を効率かつ適正にすることが必要です。このために在宅の要介護者と施設利用者との費用負担の公平性を図ることを目的に、10月1日（土）から介護保険施設での利用者負担費用などについての見直しが行われます。今回は、この介護保険制度の見直し内容についてお知らせします。



地域型在宅介護支援センターぜひ、ご利用を!!

高齢福祉課
高齢者支援担当

地域型在宅介護支援センター（下表）は、在宅の要援護高齢者の介護等に対し、総合的な相談を受けるほか、各種保健福祉サービスの受付も行っています。地域に密着した身近な機関としてご利用ください。

海老名市在宅介護支援センター一覧

| 名称 | 所在地・電話番号 | 地区 |
|----------------------------------|---|--------------------------|
| 基幹型在宅介護支援センター (市役所高齢福祉課内) | 勝瀬175-1 ☎ 231・2111 | 市内全域 |
| 海老名東在宅介護支援センター | 東柏ヶ谷3-5-1 ウエルストーン相模野102号 ☎ 292・1411 | 柏ケ谷・東柏ケ谷・望地 |
| 中央荘老人介護支援センター (中央荘第一老人ホーム内) | 上今泉4-7-1 ☎ 231・7152 | 上郷・下今泉・上今泉 |
| 海老名中央在宅介護支援センター (老人保健施設アゼリア内) | 河原町1357-1 ☎ 234・2973 | 勝瀬・中央・国分南・国分北 |
| さつき町在宅介護支援センター (医療センター内) | さつき町41 ☎ 234・7226 | 中新田・さつき町・河原町・社家 |
| 国分寺台在宅介護支援センター (国分寺台ケアセンター内) | 国分寺台2-10-23 ☎ 233・8881 | 大谷・国分寺台・浜田町 |
| えびな南老人介護支援センター (えびな南高齢者施設内) | 杉久保2271-7 ☎ 238・7681 | 中河内・中野・今里・上河内・杉久保・本郷・門沢橋 |

10月1日から施設利用料などが変更へ